平成２９年度・３０年度競争入札参加資格申請における主な変更点（概要）

１．建設工事等・物品購入等共通項目

（１）市税滞納無確認方法の見直しについて

これまで室蘭市税の滞納が無いことを、申請者からの「滞納無証明書（有料)」の提出をもって確認させていただいておりましたが、今回の申請手続きにおいては、同証明書の提出のほか、「市税納付状況調査同意書（無料)」の提出により管財契約課が申請者に代わり市税の納付状況を確認させていただくことに同意いただければ、同証明書の提出を省略できます（ただし、納め忘れ等で滞納無が確認できなかった場合、こちらから申請者に連絡し、速やかに完納していただき同証明書の提出を求めることがありますので予めご了承願います)。

また、次回（平成３１・３２年度分）の競争入札参加資格審査申請時からは、市税の納期内納付を促進するため、滞納無の確認方法を市税納付状況調査同意書の提出に統一する予定です。

なお、その際の同意期間は、申請期間及び有効期間中（２年間）とし、任意に市税の滞納無状況を確認させていただくことがありますが、常習的に市税の滞納が確認されるような場合にはその後の競争入札参加資格審査申請をお断りする場合がありますので予めご了承願います。

（２）暴力団排除を目的とした誓約書の提出について

平成２６年１２月１６日施行の「室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」の主旨に基づき、市が実施する入札に暴力団員又は暴力団関係事業者を参加させないことを目的として、今回から申請者に「自身が暴力団でないこと、暴力団と無関係であること」などを書面（誓約書）で誓約していただくことになったものです。

２．建設工事等に関する項目

（１）社会保険（健保・年金・雇用）加入の義務付けについて

国からの要請に基づき、今回から雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて、ハローワークや社会保険事務所など関係機関に届出を行っていることを資格要件としたものです。ただし、事業所の人数要件等で届出を行う義務のない場合を除きます。

（２）業種（解体工事業）の追加に伴う本市の対応について

建設業法の改正（平成２８年６月１日施行）に伴い、新たに解体工事業の業種が追加（２８業種⇒２９業種）となったことを受け、室蘭市の採用工種（１０工種から変更なし）に対応する業種を一部変更しています。

（３）発注者別評価項目申告書中の評価項目の見直しについて

協力雇用主としての実績や室蘭市発注工事の受注実績に応じて加点する項目をそれぞれ新設するとともに、その他一部項目の見直しを行います。

※詳細については、「平成２９・３０年度室蘭市建設工事等競争入札参加資格審査申請書類の作成要領」及び「平成２９・３０年度物品等競争入札参加資格審査申請の手引き」等でご確認願います。その他、ご不明な点等ございましたら以下までお問い合わせ願います。

（連絡先）
室蘭市企画財政部管財契約課契約係
〇建設工事等に関すること：0143-25-2125
〇物品購入等に関すること：0143-25-2124